

令和3年度から国民健康保険税の税率が変わります。

1 国保税率の改正

町では、平成26年度に赤字を解消するために税率改正を行い、平成28年度に赤字が解消しました。その後、安定した財政運営が続いたため、より多くの人に国保税の負担が軽減されるよう、税率の改正を行います。

また、北海道では、保険税の計算方法を全道で統一するために資産割の廃止を進めていることから、本町においても資産割を税率改正に併せて廃止します。

区分		令和3年度	令和2年度	増減
		改正後	改正前	
医療分	所得割	8.34%	8.50%	▲0.16%
	資産割	廃止	44.00%	▲44.00%
	均等割	34,500円	30,000円	4,500円
	平等割	36,600円	32,000円	4,600円
後期高齢者支援分	所得割	2.80%	3.00%	▲0.20%
	資産割	廃止	10.00%	▲10.00%
	均等割	9,600円	9,000円	600円
	平等割	9,600円	8,800円	800円
介護保険分 ※40歳から64歳の加入者のみ	所得割	2.07%	2.20%	▲0.13%
	資産割	廃止	10.00%	▲10.00%
	均等割	10,800円	10,000円	800円
	平等割	9,300円	8,500円	800円

2 具体的な計算例

各世帯の具体的な保険税額です。詳細については、役場税務課（7-5292）までお問合せください。また、令和3年度の国保税の納税通知書は、6月に加入者皆様へ送付させていただきます。

①=世帯人数 ②=前年度所得 ③=固定資産税額 ④=被保険者区分^{*1}

例1（7割軽減）

①1人 ②年金収入100万円 ③1万円 ④A

	改正後	改正前	増減
医療分	21,300	23,000	▲1,700
後期分	5,700	6,300	▲600
介護分	0	0	0
計（年税額）	27,000	29,300	▲2,300

例2（7割軽減）

①1人 ②年金収入100万円 ③0円 ④A

	改正後	改正前	増減
医療分	21,300	18,600	2,700
後期分	5,700	5,300	400
介護分	0	0	0
計（年税額）	27,000	23,900	3,100

例3（5割軽減）

①2人 ②所得150万円 ③3万円 ④B

	改正後	改正前	増減
医療分	100,300	107,600	▲7,300
後期分	30,300	33,500	▲3,200
介護分	27,200	29,700	2,500
計（年税額）	157,800	170,800	▲13,000

例4（5割軽減）

①2人 ②所得150万円 ③0円 ④B

	改正後	改正前	増減
医療分	100,300	94,400	5,900
後期分	30,300	30,500	▲200
介護分	27,200	26,700	500
計（年税額）	157,800	151,600	6,200

例5（2割軽減）

①3人 ②所得150万円 ③3万円 ④C

	改正後	改正前	増減
医療分	201,300	201,700	▲400
後期分	60,600	63,700	▲3,100
介護分	46,800	49,300	▲2,500
計（年税額）	308,700	314,700	▲6,000

例6（軽減なし）

①4人 ②所得300万円 ③5万円 ④D

	改正後	改正前	増減
医療分	388,900	392,400	▲3,500
後期分	119,900	126,900	▲7,000
介護分	84,000	90,000	▲6,000
計（年税額）	592,800	609,300	▲16,500

※1 被保険者区分 A = 1人世帯65歳以上介護分なし、B = 40歳以上64歳以下介護分あり2名、C = B + 39歳以下所得なし介護分なし1名、D = C + 39歳以下所得なし介護分なし1名

※お問い合わせ先 制度に関すること：役場民生課（TEL：7-5290）
国保税に関すること：役場税務課（TEL：7-5292）